

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする修繕請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に基づき、契約書記載の物品を修繕し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成し、又はその意図する仕事を完了するため、修繕に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い修繕を行わなければならない。
- 4 仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等の疑義については、発注者と受注者が協議の上定める。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が完了した後も同様とする。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第27条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。ただし、第2号の場合においては、本市との契約のみを理由とする場合を除き、契約保証金免除申請書及び当該免除事由に係る契約書の写し（本市との契約に係るものを除く。）を発注者に提出しなければならない。
- (1) 第1項第4号の保証を付したとき。
- (2) 受注者がこの契約を締結する日の属する年度及び過去2年度の間に本市、国又は他の地方公共団体と契約（国又は他の地方公共団体との契約にあっては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。）を2回以上にわたって締結しがつ、これらを全て誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 契約金額が1,500,000円未満のとき。
- (5) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。

7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び修繕を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、この契約の全部若しくは大部分又は発注者の指定する部分の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、修繕の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとする場合は、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、修繕の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第7条第1号に規定する下請負人（以下この条及び次条において「下請負人」という。）が、同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 発注者は、受注者が枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けた場合又は第22条第11号イからヘまでのいづれかに該当する者を下請負人としていた場合は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(下請負人の通知)

第5条 発注者は、受注者に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている修繕材料、修繕方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその修繕材料、修繕方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(修繕のための引取り)

第7条 受注者は、修繕のため当該物品の全部又は一部を受注者の工場、事務所等へ引き取るときは、発注者が指定する職員の立会いの上、当該物品の検査の後、引き取らなければならない。

2 受注者は、前項の規定により発注者から物品を引き取ったときは、当該物品の修繕期限までの預かりを証する書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(立会い及び写真又は記録の整備)

第8条 受注者は、修繕のため当該物品を分解するときは、発注者が指定する職員の立会いの上、これを行わなければなら

ない。ただし、発注者が必要でないと認めるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、分解の結果、修繕内容が仕様書等と合致しないときは、発注者に通知し、その指示に従うものとする。
- 3 受注者は、発注者が指定する職員の立会いの上行うことを指定された修繕については、当該立会いを受けてこれを行わなければならない。
- 4 受注者は、修繕材料又は修繕の写真又は記録を整備することを指定されたときは、当該写真又は記録を整備し、発注者の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第1項又は第3項の立会いを求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 6 受注者は、発注者が正当な理由がないのに受注者の求めに応じないためその後の工程に支障をきたすときは、発注者に通知した上、当該立会いを受けることなく修繕を行うことができる。この場合において、受注者は、当該修繕を適切に行つたことを証する写真等の記録を整備し、発注者の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第9条 修繕材料のうち、仕様書等にその品質が明示されていないものは、中等以上又は修繕前の材料と均衡を得た品質のもので、発注者が認めるものとする。

- 2 受注者は、仕様書等において発注者の検査を受けて使用すべきものと指定された修繕材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第10条 発注者が受注者に支給する修繕材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する修繕機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 発注者は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受注者は、仕様書等に定めるところにより、修繕の完了、契約内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等に不適合な場合の措置等)

第11条 受注者は、修繕の施行部分が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、契約金額又は履行期限の変更が必要なときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

- 2 発注者は、受注者が第9条第2項の規定に違反した場合又は修繕の施行部分が仕様書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、修繕の施行部分を分解して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(契約の変更)

第12条 発注者は、受注者が物品の修繕を完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(修繕の中止等)

第13条 発注者は、必要があるときは、物品の修繕を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により物品の修繕を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約金額若しくは履行期限を変更し、又は受注者が物品の修繕の続行に備え物品の修繕の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは

受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(中間検査)

第14条 発注者は、必要があると認められるときは、受注者が行う修繕について、修繕物品の引渡し前に中間検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の中間検査を受けるときは、分解完了後の物品を十分洗浄した上で、発注者に提示しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第15条 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰すことができない事由により、履行期限までに修繕を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期限の延長を申請することができる。

2 発注者は、前項の申請があった場合において、正当な理由があると認められるときは、受注者と協議して、履行期限の延長日数を定めるものとする。

3 発注者は、履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第16条 発注者への引渡し前に生じた修繕物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由によってこの契約による債務を履行することができない場合又は仕様書等に定める場合を除き、全て受注者の負担とする。

(修繕の完了及び検査)

第17条 受注者は、物品の修繕を完了し、所定の引渡し場所に納入したときは、発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）に通知しなければならない。

2 検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、修繕の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、修繕物品につき、破壊し、若しくは分解し、又は試験により、検査を行うことができる。この場合において、検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 受注者は、第2項の規定による検査の結果、発注者から修繕の手直しを求められたときは、指定された期日までに手直しを完了し、再検査を受けなければならない。この場合においては、手直しの完了を修繕の完了とみなして前各項の規定を適用する。

6 第2項の検査又は前項の再検査に合格したときは、発注者は、当該物品の引渡しを受けるものとする。

(契約金額の支払い)

第18条 受注者は、前条第2項の検査又は同条第5項の再検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数（以下この項において「遅延日数」という。）は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、修繕物品に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、その修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その契約不適合が、この契約により受注者が修繕を行う前に生じたものであることが明らかな場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、

発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 修繕の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、履行期限までに修繕を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に修繕を完了する見込みのあるときは、受注者から遅延損害金を徴収して、履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「契約締結日における支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。
- 3 第17条第5項の規定により手直しの期間を指定した場合において、当該手直しに係る修繕が指定期間経過後に完了したものであるときは、当該修繕に係る遅延損害金は、履行期限の翌日から計算する。

(発注者の任意解除権)

第21条 発注者は、物品の修繕が完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解余すことができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解余すことができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内に修繕を完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完をしないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解余すことができる。

- (1) 受注者が、第3条の規定に違反して、契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結又は履行について不正な行為（第25条各号に該当するものを除く（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第3号に規定する不当廉売の場合を除く。））があったとき、その他契約に関する法令、条例、規則、規程等に違反したとき。
- (3) この契約の修繕を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の修繕を完了させることを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者のこの契約による債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 修繕の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約による債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (8) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者が法人である場合にはその役員等（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱第2条第6項に規定する役員等をいう。）、受注者が個人である場合にはその者（以下この号においてこれらを「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は間接的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第25条 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条の2第1項（及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかつたとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（受注者の催告による解除権）

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条第1項又は第13条第2項の規定による履行期限の延長が3ヵ月以上に達したとき。
- (2) 第12条第1項又は第13条第2項の規定により契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品の修繕が不可能になったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限内に修繕を完了することができないとき。
 - (2) 修繕物品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第22条又は第23条の規定により、修繕の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。ただし、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。
- (1) 第22条又は第23条の規定により修繕の完了前に発注者がこの契約を解除することができるとき。
 - (2) 修繕の完了前に、受注者がその債務の履行を拒絶し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務の履行が不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合（第23条第8号、第10号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
- 2 第18条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第31条 発注者は、修繕物品に関し、第17条第6項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契

約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が、第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、修繕物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された修繕物品の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることはできない。ただし、受注者がその指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第32条 契約の履行について第三者に対して損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（賠償の予定）

第33条 受注者は、この契約に関し、第25条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。修繕が完了した後も同様とする。ただし、同条第1号から第3号までのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定する不当廉売の場合を除く。

- 2 発注者は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合には、超過分につき賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第34条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 発注者は、前項の追徴をする場合には、遅延日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（疑義の解決）

第35条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第36条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。